

特記事項（契約条項の読替え）

契約条項のうち契約代金の支払等に関する規定について、次のとおり読替えるものとする。

（第 1 条第 2 項）

受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとする。

（第 7 条、第 8 条、第 9 条）

第 7 条、第 8 条、第 9 条（これらの条文を引用している条項を含む）については、本契約においては適用しない。

（第 14 条）

受託者は、仕様書の規定に基づき、期日までに契約代金（収益保証金）を委託者に支払うものとする。

- 2 受託者は、前項の期間内に代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全部を切り捨てる。）を委託者に対し支払うものとする。

（第 15 条の 3 第 1 項）

次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は収益保証金の 2 か月分に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。

- （1） 前 2 条の規定によりこの契約が解除された場合。
- （2） 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合。

（第 18 条第 1 項）

契約が解除された、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは受託者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、履行部分があるときは、受託者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

（第 19 条第 1 項）

受託者は、第 15 条の 2 第 10 号又は第 11 号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、収益保証金の 2 か月分に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 15 条の 2 第 11 号のうち、受託者の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。